

社協だより広告掲載に関する取扱基準

平成29年11月6日
事務局 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上尾市社会福祉協議会有料広告掲載に関する要綱（平成29年10月27日会長決裁）の規程に基づき、上尾市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が作成する社協だよりへの広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画（縦59ミリメートル、横95ミリメートル）
- (2) 2区画（横）（縦59ミリメートル、横196ミリメートル）

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載場所は、社協だより裏表紙下段で市社協が指定した位置とする。この場合において、広告欄の印刷は2色とし、右上部に「広告」の文字を入れるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、社協だよりの発行月とし、1月、4月、7月、10月の年4回とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、広告の掲載1回につき次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画 25,000円
- (2) 2区画（横） 50,000円

(広告の申込み)

第6条 社協だよりに広告を掲載しようとする者は、社協だより広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする原稿、図面等の案を添えて、掲載を希望する社協だよりの発行日（4月1日・7月1日・10月1日・1月1日）の55日前（この日が土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合にあってはその前日、日曜日に当たる場合にあってはその前々日）までに会長に申し込まなければならない。

(広告の掲載順位)

第7条 広告掲載の順位は、掲載を希望する社協だよりごとの受付順とする。ただし、紙面の都合により希望する社協だよりに掲載できない場合は、掲載を次回以降に変更することができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、社協だよりへの広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、決裁の日から施行する。